

高知県次世代育成支援企業認証マーク使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は「高知県次世代育成支援企業認証制度要綱」(以下「要綱」という。)に基づき県が認証した企業であることを表示するためのマーク(以下「認証マーク」という。)の使用について必要な事項を定めるものとする。

(マークのデザイン)

第2条 前条の認証マークのデザインは、別図のとおりとする。

(マークの使用制限)

第3条 認証マークは、高知県のほか、次に掲げる者以外は使用することができない。

- (1) 要綱第6条に基づき認証を受けている者
- (2) その他知事が認めた者

(マークの使用方法)

第4条 認証マークの色は原則として別図に定める指定のカラーを使用するものとする。ただし、印刷物等の仕様によりそれにより難しい場合は、別途協議を行うものとする。

- 2 認証マークの図形を変形(縦横比が等しい拡大又は縮小を除く。)することや、他の図形もしくは第1項に規定する文字以外の文字を同時に使用してはならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、別途協議を行うものとする。

(苦情の処理)

第5条 認証マーク使用者は、その使用に際し、苦情があった場合には責任を持ってその処理に当たらなければならない。

(報告)

第6条 知事は、認証マーク使用者に対して、必要に応じてその作成及び使用状況等について報告を求めることができる。

(その他)

第7条 認証マークの運用に関する事務は、商工労働部雇用労働政策課において行う。

- 2 この要領に定めるもののほか、認証マークの使用に関して必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成19年9月19日から施行する。